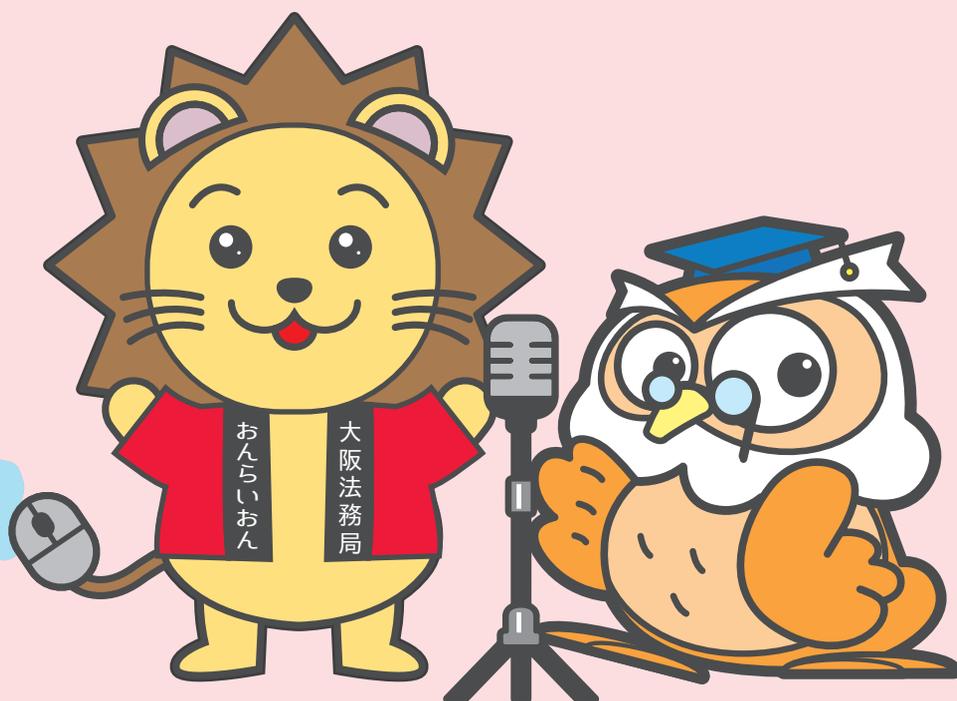


エンディングノート

Ending Notes

— 資料編 —

～あなたに届け、わたしの思い～



大阪法務局 / 大阪司法書士会

はじめに

相続した不動産について、**相続登記がされていないケースが数多く存在している**ことが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、**所有者不明土地問題**が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者が分からない空き家が増加したり、老朽化による**家屋の倒壊**や、その地域に**必要な公共事業の支障**になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、大阪法務局と大阪司法書士会は共同して、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する取組の一つとしてこの「エンディングノート」を作成しました。

内容は、相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるようになっています。

このエンディングノートの記入についてご不明の点があれば、お近くの司法書士にお気軽にご相談ください。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和6年9月

大阪法務局・大阪司法書士会

～ 未来につながる相続登記 ～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、**相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のまま**です。相続登記をしないまま、時間がたつと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

相続登記の義務化を内容とする法律が令和6年4月1日に施行

されました。何らかの事情で相続登記が未了の場合には、**ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につながる相続登記をしましょう！**





これからの人生を
より明るく
前向きに過ごすために



いざという時のために「知って安心」

- 第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～ ……1
- 第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～ ……3
- 第3 遺言～相続？争続？トラブル防止のために～ ……5
 - 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！ ……8
- 第4 世の中、高齢化で何が変わるの？
 - 配偶者居住権ってどんな制度？ ……12
- 第5 知れば安心 成年後見制度！ ……13
- 第6 どこに相談したらいいの？ 相談先一覧 ……15

新しい法律では相続登記を怠っていると過料が科される場合があります。

一定の期間内に登記をしなければ**10万円以下の過料**が科される場合があります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の
名義のままでは、
相続した不動産を売却できない



空き家問題に！



相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要 (3ページ参照)	被相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の除票の写し 又は戸籍の附票	被相続人の最後の住所地の 市区町村役場 又は被相続人の本籍地の 市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の 市区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の 市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で 話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の 市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書が ある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管していた場合) 自筆証書遺言書及び 家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預けていた場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言保管制度を利用 していた場合」(8ページ参照)	法務局



必要書類の詳細は法務局HPから



第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に！！～

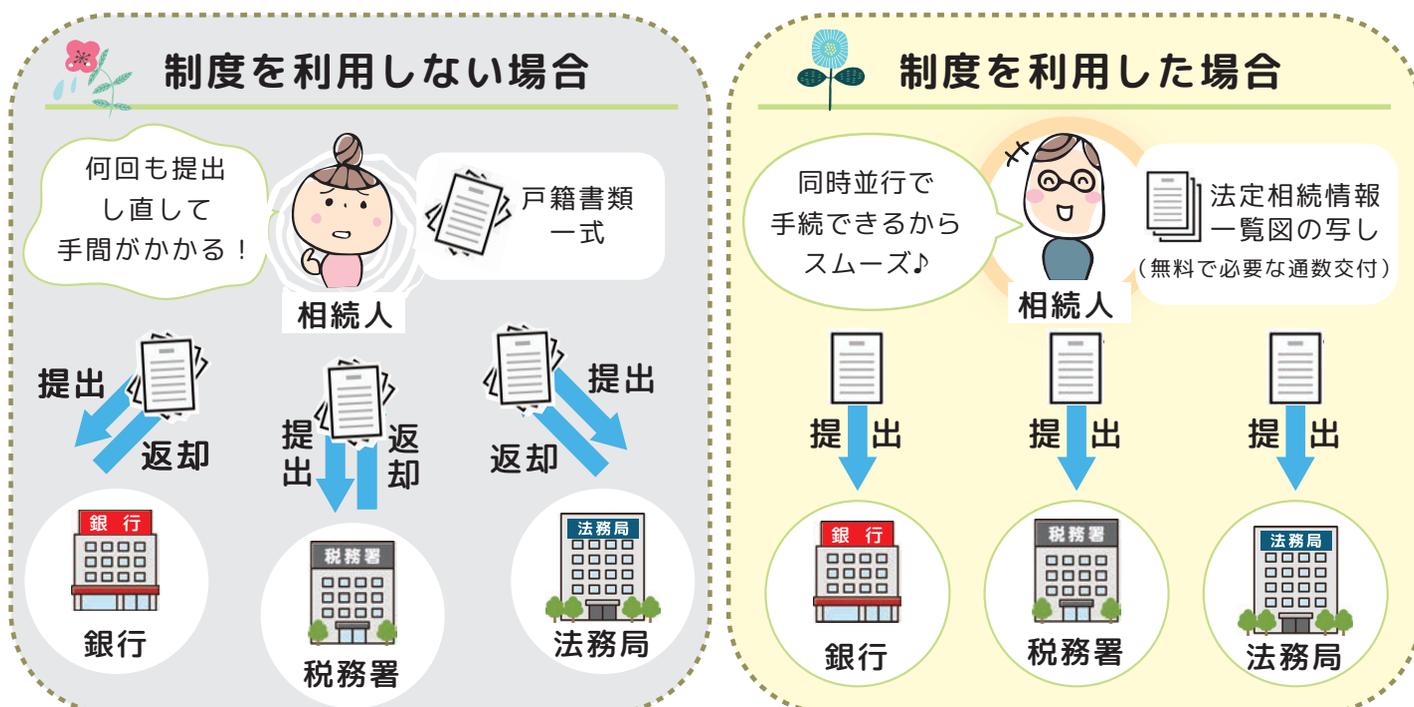


法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が**法務局（登記所）**に**戸除籍謄本等の必要書類を提出**し、登記官が内容を確認した上で、**法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明**する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、**必要な通数の交付を受けることができる**ため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本等の束を繰り返して提出することなく、複数の提出先に**同時並行で**手続きすることが可能です。



制度の利用範囲について

- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

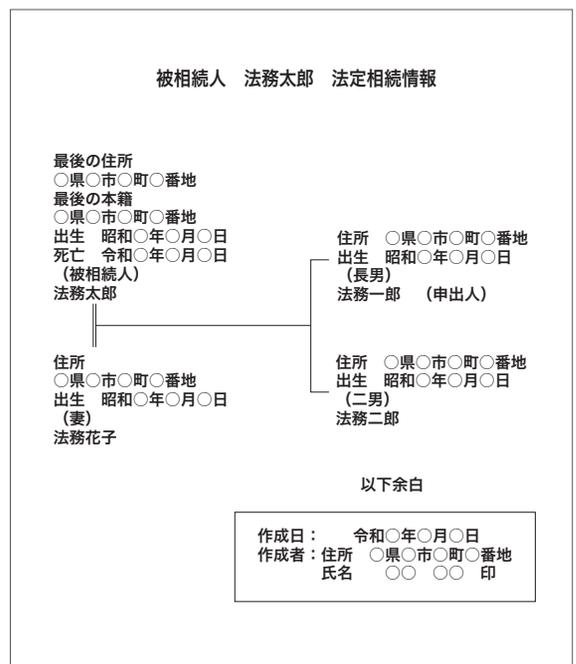
無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※相続放棄等があると使えない場合があります。
※別途必要書類がある場合があります。

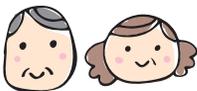
申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！

司法書士を紹介してもらいたい

お近くの司法書士を自分で探したい

第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が**既に死亡している場合**には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。



MEMO

遺留分？ ～遺言書に対する法定相続人の留保分～

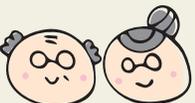
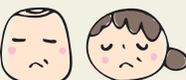
【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻す請求をすることができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかった相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。

	法定相続人	遺留分
配偶者と 子	子 	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
配偶者と 父母	父母 	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
配偶者と 兄弟姉妹	兄弟姉妹 	配偶者： $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ		$\frac{1}{2}$
子のみ		$\frac{1}{2}$
父母のみ		$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹のみ		なし

【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。



遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、**法定相続分のルールに優先します**。そのため**遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段**です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	 <p>法務局に預けた場合、検認は不要です</p> <p>必要</p>	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成費用がかからない ・ 作成に手間がかからない ・ 内容に不備があると無効になる可能性がある ・ 自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ・ 自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無効な遺言書になりにくい ・ 紛失や改ざんのおそれがない ・ 公証人が出張して作成することが可能 <p>法務局に預けた場合、長期間適正に保管し、紛失等のおそれがなくなります</p> 

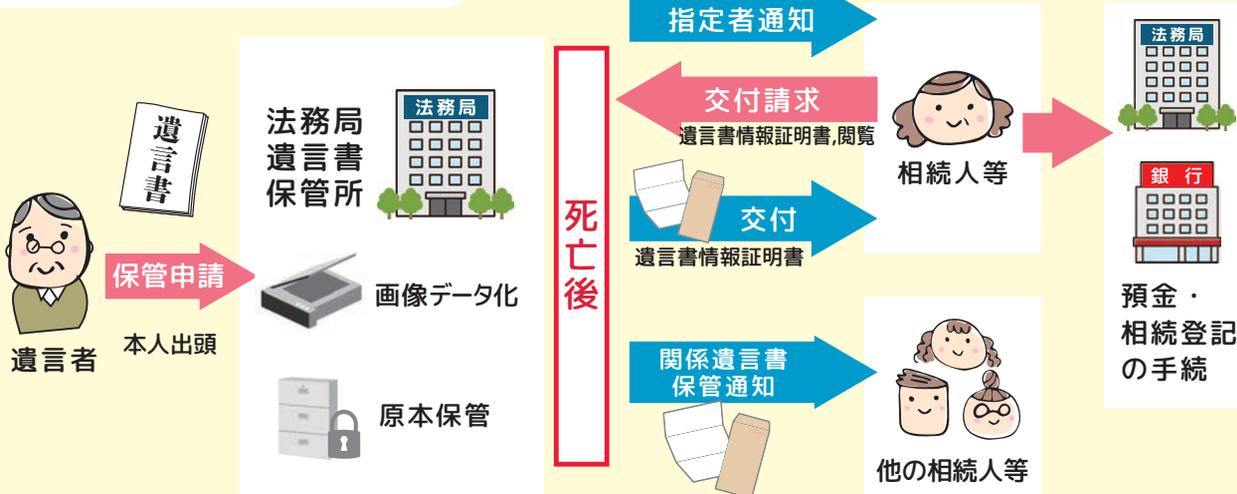
法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自宅で保管する場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

- ①相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。
- ②相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人等に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

● 手数料一覧 ●

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求	(モニター)	1回につき 1,400円
	(原本)	1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき 800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードからご覧ください



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- ①全文
 - ②作成日付
 - ③作成者氏名
 - ④作成者の印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！



一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての遺産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号

司法太郎 ⑧

【注意】

- ①西暦又は和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと（×あだ名やペンネーム）
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④鉛筆や消えるボールペンは不可



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください。



司法書士を
紹介してもらいたい



お近くの司法書士を
自分で探したい



《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります》

① 用紙は、**A 4 サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。

② このページのような**余白を必ず確保**してください。

③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**でください。

④ 各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)

⑤ 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**でください。

⑥ 数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**でください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

法務局に遺言書を預ける ～保管申請の流れ～

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する



9,10 ページ参照

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地 ● 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する法務局・地方法務局内にある遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください

申請書の様式は、法務省HP

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)からダウンロードできます。

遺言書 申請書



また法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています

4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

5 保管の申請をする

ア 遺言書

イ 申請書

ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写し等）

エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの

オ 手数料 1通につき 3,900円

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

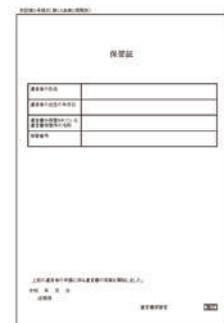
ア～オ を持参して予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越し下さい



6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、遺言書情報証明書の交付請求等をするときに保管番号があると便利です。大切に保管してください。

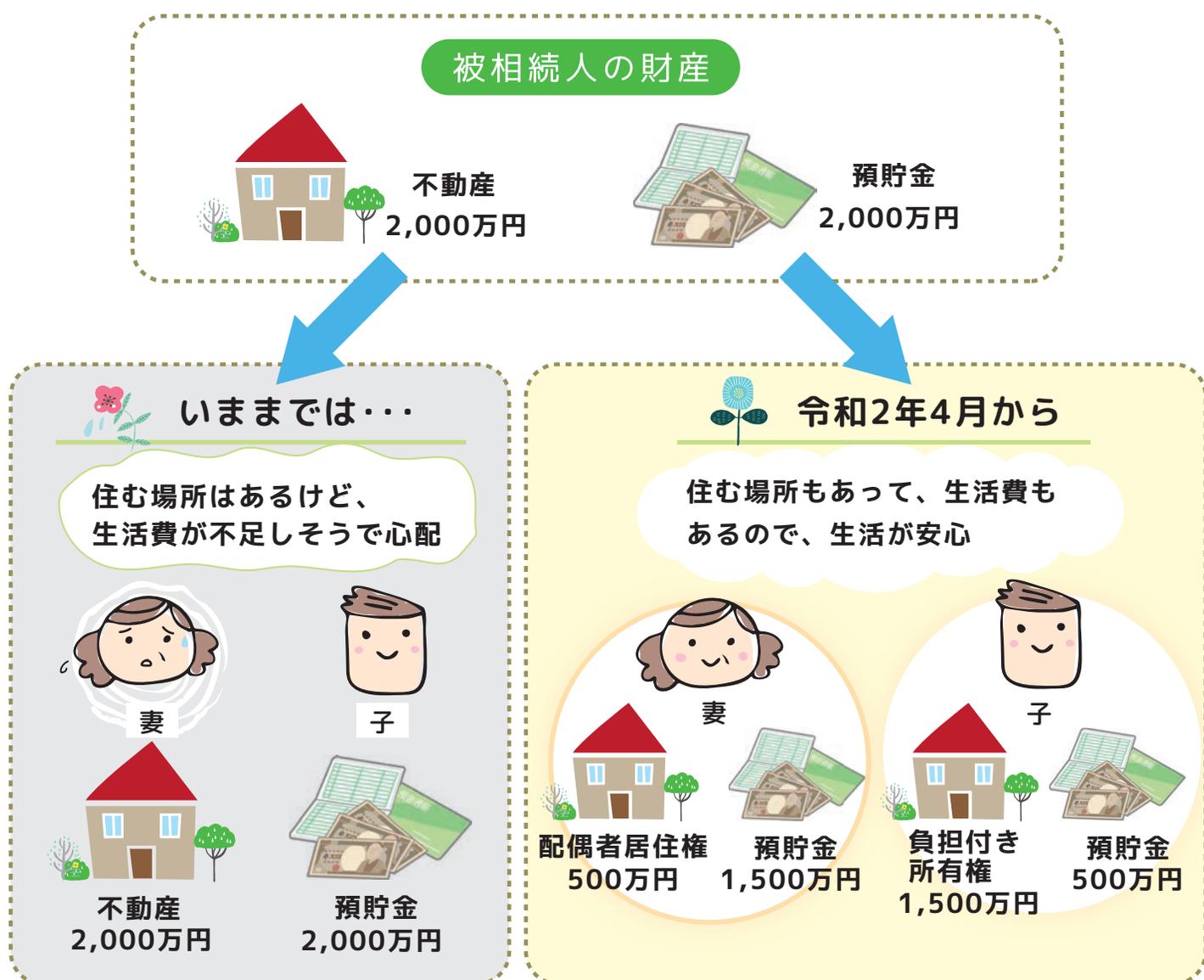


第4 世の中、高齢化で何が変わるの？

配偶者居住権ってどんな制度？

令和2年4月1日の民法改正によって、**配偶者居住権が創設**されました。

これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、**終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住**することができるようになりました。



※配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、**登記が必要**です！



詳しくは、お近くの司法書士へご相談ください。
大阪司法書士会ホームページはコチラ



第5 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

成年後見制度

認知症や知的障害のある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。

1.任意後見制度

自分で後見人と将来の契約を結ぶ



被後見人 後見人 (司法書士等)

2.法定後見制度

家庭裁判所が後見人などを選ぶ

1.任意後見制度

任意後見制度とは…

判断能力が不十分となる前に、誰にどんなことを支援してもらうのかあらかじめ自分で決めておくことができる制度です。

任意後見制度における手続の流れ

1 「任意後見人」を選び、契約書の原案を作成

今後の生活を考え、後見人になってほしい支援者を自分の意思で選んで依頼。将来的にどうしたいのかを後見人予定者と相談しながら、契約書の原案を作成します。



後見人 (司法書士等)

2 公証役場で公正証書を作成

ご本人と後見人予定者が公証役場に行き、契約書の原案を基に公正証書を作成してもらいます。



3 法務局で登記

公正証書の内容が法務局に登記されれば、法務局に証明書を請求することができます。



4 支援開始

判断能力が不十分となった後、ご本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる人の申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選任したら、任意後見人が支援を開始します。



2. 法定後見制度

法定後見制度とは…

既に判断能力が不十分な場合に、**家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ制度**です。後見人はご本人の代わりに法律行為等の支援を行います。

ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度が用意されています。

判断能力が不十分な方

補助

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。



判断能力が著しく不十分な方

保佐

支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することができない。



ほとんど判断できない方

後見

支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。



法定後見制度における手続の流れ

1 申立ての準備

司法書士にご相談ください。裁判書類作成の専門家である司法書士がお手伝いします。



2 家庭裁判所へ申立て

家庭裁判所に必要書類（申立書・診断書・戸籍謄本・住民票など）を提出。申立には別途費用が必要となります。



3 家庭裁判所が審判

家庭裁判所が支援すべきかを調査。必要な場合は、**補助・保佐・後見などの支援内容を決定し、支援者を選びます。**



4 支援開始

家庭裁判所が審判した内容に基づき**後見人等が支援をスタート**。家庭裁判所は支援者を監督します。



第6 どこに相談したらいいの？

 **大阪司法書士会常設相談** 無料 困っていること迷っていること
ひとりで悩まないで 

 電話相談	相続登記手続 相談センター	 06-6946-0660 毎週 火曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:30~16:30	予約不要
	司法書士総合 相談ホットライン	 06-6941-5758 毎週水曜日 / 13:30~16:30	予約不要
	成年後見常設相談 共催： 公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート大阪支部	 06-4790-5656 毎週 月~金曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:00~16:00	予約不要

 面談相談	登記・相続 法律相談 民事再生・破産	司法書士総合相談センター北 大阪市北区西天満4丁目7番1号 北ビル1号館2階202号室 (大阪地方裁判所北側) 毎週 月~金曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:30~16:30	完全予約制 問合せ / 予約受付 毎週 月~金曜日 (祝日等休業日を除く) 10:00~16:00  06-6943-6099
	※センター堺は 毎週火曜日に 成年後見相談を実施	司法書士総合相談センター堺※ 堺市堺区中瓦町2丁3番29号 瓦町ウエノビル4階 毎週 月~金曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:30~16:30	
	成年後見常設相談 共催： 公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 大阪支部	司法書士総合相談泉佐野 泉佐野市上町3丁目11番48号 泉佐野市消費生活センター内 毎週 水曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:30~16:30	
大阪司法書士会館 大阪府中央区和泉町1丁目1番6号 毎週 木曜日 (祝日等休業日を除く) / 13:00~16:00 (受付15:30まで)	予約不要	 06-4790-5643	



司法書士を
紹介してもらいたい



お近くの司法書士を
自分で探したい



 大阪法務局 管内法務局一覧

 法務局	相続登記 法定相続情報証明	自筆証書遺言書 保管制度	成年後見登記 登記事項証明書
本局	○	○	○
北出張所	○	—	—
天王寺出張所	○	—	—
池田出張所	○	—	—
枚方出張所	○	—	—
守口出張所	○	—	—
北大阪支局	○	○	—
東大阪支局	○	○	—
堺支局	○	○	—
富田林支局	○	○	—
岸和田支局	○	○	—



大阪法務局のお問合せ先はコチラから



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



自筆証書遺言書保管制度
イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー



まずは
司法書士に
相談しなはれ

せやな

